

審 査 基 準

令和 6 年 8 月 1 日作成

法 令 名	風俗営業等適正化法
根 拠 条 項	第 2 0 条第 1 0 項において準用する第 9 条第 1 項
処 分 の 概 要	遊技機の増設、交替その他の変更の承認
原 権 者 (委 任 先)	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	① 基準 風俗営業等適正化法第 3 条第 2 項（公安委員会が付した条件）、第 4 条第 4 項（承認の基準）、第 2 0 条第 1 0 項において準用する第 9 条第 2 項、風俗営業等適正化法施行規則第 8 条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準） ② 関係規定 風俗営業等適正化法施行規則第 1 条（変更承認申請書の提出）、第 1 9 条（変更の承認の申請）、風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第 1 条第 1 1 号（変更承認申請書の添付書類）
審 査 基 準	
標 準 処 理 基 準	1 2 日間 ただし、申請に係る遊技機が、風俗営業等適正化法第 2 0 条第 2 項の認定を受けたもの又は同条第 4 項の検定を受けた型式に属するもののみである場合に限る。
申 請 先	申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先	申請に係る警察署の生活安全課
備 考	法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 6 年 6 月 2 7 日 警察庁生活安全局）第 1 2 の 8 及び第 1 7 の 8 を参照すること。